

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		大砂土デイサービスセンター・上峰デイサービスセンター・槻寿苑デイサービスセンター利用の取消し等
根拠条例・規則等名		さいたま市高齢者デイサービスセンター条例
条 項		第 8 条
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 高齢福祉課（電話：048-829-1259）
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>市長は、第 6 条の規定（老人福祉法第 10 条の 4 第 1 項第 2 号の措置に係る者でセンターを利用しようとするもの）により利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 市外に転出したとき。</p> <p>(2) 感染性疾患にかかったとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、管理上特に必要があると認められるとき。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 30 年 4 月 1 日最終改正
備 考		